令和3年7月1日より住宅が中間検査対象となります!

改定の背景

今まで四日市市では、小規模な住宅系用途の建築物については、中間検査の対象外としてきました。 しかし、近年、大手住宅供給メーカー等による構造や防耐火といった重要な部分に係る工事監理の 不備を伴う諸事案が発生してきており、その再発防止のためには工事監理の徹底及び中間検査・完了 検査の強化が必要であることが国の外部有識者会議等にて指摘されています。

この様な情勢を受け、近い将来に南海トラフ地震等の大地震の影響が予測される四日市市としては、 一戸建ての住宅に代表される小規模住宅系用途の建築物を中間検査制度の対象とすることとします。

改正概要

(1) 中間検査を行う建築物の対象用途の追加及び対象規模の拡大を行います。

追加

用途:一戸建ての住宅、長屋

規模:対象用途の床面積合計が50㎡超又は2階以上にあるもの

対象規模の拡大

<用途:下宿、共同住宅、寄宿舎> 規模(*現行*):対象用途が3階以上にあるもの 規模:対象用途の床面積合計が 50㎡超又は2階以上にあるもの

※①プレハブ住宅等で大臣認定を受けたもの、②住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定による建設 住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、当中間検査の特定工程に相当する箇所の工事完了時に 検査を行い、評価方法基準への適合が検査報告書により確認できるもの等は中間検査対象から除外

(2) 指定する特定工程(検査を行うタイミング)に木造の欄を追加します。

主要な構造	特定工程
木造	屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事 (枠組壁工法等にあっては屋根工事及び耐力壁の工事)

- (3) 確認審査の特例が適用される建築物の検査申請書に添付する書類を追加します。
- ・構造種別に応じて構造耐力上主要な部分の構造方法を明示した図書(中間検査申請書への添付)
- ・上記(1)の注意書き②に該当するものについては、当該検査報告書(完了検査申請書への添付)
- (4) 手数料については既に定められているものから変更はありません。

【参考(一戸建て住宅に多い規模の手数料表)】

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の金額
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの	33,000円

スケジュール

令和3年7月1日*からの施行となります。

※期日以降に建築確認申請(計画変更を除く)がなされるものを中間検査の対象とします。

くお問い合わせ先>

四日市市 都市整備部 建築指導課 建築確認係

TEL: 059-354-8208 FAX: 059-354-8404

MAIL: kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp